

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学施設等の学外貸与に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学（以下「本学」という）が管理する体育施設、附属図書館、教育施設及びその他の施設（以下「施設等」という。）を、学外者の臨時使用に貸与する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(施設等の範囲)

第2条 この規則で施設等とは、別表1に掲げるものをいう。

(使用許可)

第3条 施設等は、本学の運営上支障がない限り貸与を許可する。また、教育・研究の諸活動、その他産官学あるいは社会連携等の目的のための貸与を許可することができる。

2 次の各号の一に該当する場合は、施設の使用を許可しないものとする。

- ① 施設を破損及び汚損するおそれがあると認められる場合
- ② 選挙運動・政治活動及び宗教活動等
- ③ 営利を目的とする場合
- ④ その他、施設の使用が不相当と認められる場合

(使用手続)

第4条 施設等の使用を希望するものは、あらかじめ所定の施設等使用申請書（別記様式1～3）を担当部署に提出し、理事長の許可を得なければならない。

2 使用を許可した場合は、使用施設等について事前打合せを行う。

(使用日時)

第5条 施設等使用日は、原則として、本学の休業日とする。ただし、授業及び学生の課外活動に支障のない場合は、平日に貸与することができる。

2 施設等の使用時間は、原則として、午前8時30分から午後8時30分までとする。ただし、特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(遵守事項)

第6条 大学の施設を使用する学外者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 使用目的以外の使用をしないこと。
- ② 原則として別表1に掲げるもの以外は貸与しない。
- ③ 許可された以外の施設を無断で使用しないこと。
- ④ 許可された施設以外への立ち入りはしないこと。
- ⑤ 施設の使用権を他に転貸し、又は譲渡することはできないこと。
- ⑥ 施設及び備品や用具を破損及び汚損又は紛失しないこと。
- ⑦ 貼紙又は釘類を無断で使用しないこと。
- ⑧ 施設の備品及び用具は許可なく移動してはならないこと。
- ⑨ 使用後の清掃及び整理整頓は、使用者が責任をもって行わなければならないこと。
- ⑩ 物品の販売、又は金品の寄付募集行為を行わないこと。
- ⑪ 施設の備品及び用具を許可を得て移動した場合、事後速やかに原状に復さなければならないこと。
- ⑫ 騒音、怒声等を発する、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼさないこと。
- ⑬ 所定の場所以外での飲食を行わないこと。
- ⑭ 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- ⑮ 本学関係者の指示に従うこと。
- ⑯ 本学の構内では、喫煙しないこと。

第7条 本学は、使用者が次の各号の一に該当する、又はその恐れのある場合は、使用許可を取消し、又は使用日時若しくは使用場所を変更して使用させることができる。

- ① 使用目的に反するとき

- ② この規定に反し、又は本学の指示に従わないとき
- ③ 公益を害する恐れがあるとき
- ④ 管理運営上不当と認めたとき
- ⑤ その他やむを得ない事情により本学がこれを使用する必要性が生じたとき
- ⑥ 使用者が、第6条に定める遵守事項に違反したとき。

2 使用者が前項の取消し又は変更によりいかなる損害を受けても、本学はその責を負わない。

(使用料)

第8条 使用料は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用責任者が本学の教職員である場合は、使用料を免除することがある。
- 3 別表2に示す使用料に関して、理事長が特別な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- 4 使用料は、前納しなければならない。ただし、理事長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(使用者の負担)

第9条 施設等の使用上必要とされる次の事項については、使用者の負担とする。

- ① 会場の設営及び撤去
- ② 使用施設の内外清掃
- ③ 構内の案内誘導等
- ④ 駐車場内外の車輛誘導等
- ⑤ その他使用上必要とされる事項

(使用中の責任)

第10条 施設等の使用中における使用者側の盗難又は紛失等について、本学はその責を負わない。

(損害の弁償)

第11条 使用者は、施設・設備及び備品等を破損及び汚損又は紛失したときは、担当部署に報告するとともに、故意又は過失による場合は、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(事務)

第12条 施設に関する事務は、体育施設においては学生生活課、附属図書館においては図書館課、教育施設、その他の施設においては、総務課が処理する。

附則

- 1 この規則は、平成27年7月1日より施行する。
- 2 この規則は、平成30年4月1日より施行する。

別表1 施設等の範囲（第2条関係）

施設区分	施設名
体育施設	体育館兼講堂
	テニスコート
	多目的グラウンド
	運動場
附属図書館	大ホール、大セミナー室、中小セミナー室
教育施設	教室
	実習実験室

その他の施設	会議室
	ホッケーグラウンド
	※ 駐車場

※ 駐車場のみを貸与する場合に適用

別表2 使用料（第8条関係）

●体育施設

施設名	1日使用料 (電気代含まない)	備考
体育館	8,000円	エアコン使用料 300円/1時間 照明使用料 200円/1時間
テニスコート	8,000円	照明使用料 200円/1時間
多目的グラウンド	8,000円	照明使用料 200円/1時間
運動場	10,000円	照明使用料 200円/1時間

※ エアコン使用料及び照明使用料は、上記に示す料金を昼夜問わず、使用した場合に適用する。

●附属図書館

施設名	1日使用料 (電気代含まない)	備考
大ホール	16,000円	エアコン使用料 300円/1時間 照明使用料 200円/1時間
大セミナー室	15,000円	エアコン使用料 300円/1時間 照明使用料 200円/1時間
中小セミナー室	4,000円	

※ 電気代は、上記に示す料金を昼夜問わず、使用した場合に適用する。

●教育施設

施設区分	教室の広さ	収容人数	1日使用料 (電気代含まない)	備考
教室	50㎡未満	1～20名	6,000円	エアコン使用料 300円/1時間 照明使用料 200円/1時間
	50㎡～120㎡	50～80名	10,000円	
	120㎡以上	100～130名	15,000円	
実習実験室	50㎡～120㎡	50～80名	12,000円	
	120㎡以上	100～130名	16,000円	
入浴実習室 給食経営管理実習室 調理学実習室 臨床栄養実習室			20,000円 ※ 1日に1組のみ	エアコン使用料 300円/1時間 照明使用料 200円/1時間

※ 電気代は、上記に示す料金を昼夜問わず、使用した場合に適用する。

●その他の施設

施設名		1日使用料 (電気代含まない)	備考
会議室	第一会議室(東キャンパス)	16,000 円	エアコン使用料 300 円/1 時間 照明使用料 200 円/1 時間
	第一会議室(西キャンパス)	16,000 円	
ホッケーグラウンド		10,000 円	
駐車場代		300 円/1 台	

※ 電気代は、上記に示す料金を昼夜問わず、使用した場合に適用する。

備考

1. 表中の1日使用料は、1日（8時間）使用の金額とし、半日（4時間未満）使用はその半額とする。
2. 使用時間（8時間または4時間未満）の超過については、1時間超過する毎に1日使用料及び電気代・夜間照明代の20%を加算する。
3. 使用料における消費税は外税として加算する。
4. 使用料には、会場の設営及び撤去等を要する時間も含む。

別記様式第1号

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学体育施設使用申請書

別記様式第2号

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学図書館施設使用申請書

別記様式第3号

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学施設使用申請書